

第3回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和2年8月28日（金） 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町商工会館2階

出席	農業委員	出席 7 名	欠席 2 名	農地利用最適化推進委員	出席 12 名・欠席 1 名				
×	1 番 藤原 健祐	○	6 番 佐藤 良一	×	刈谷 哲二	○	邑田 昌平	○	田村 泰富
○	2 番 田村 和弘	○	7 番 横畠 悦子	○	田村 克郎	○	眞辺 忠志	○	織田 敦全
×	3 番 森田 有紀	○	8 番 横畠 増吉	○	田村 宮幸	○	澤村 重隆	○	北添 秀紀
○	4 番 氏原 延	○	9 番 北添 正男	○	森 正彦	○	山口 修二		
○	5 番 田村 公史			○	野村 隆博	○	伊藤 洋章		

事務局 事務局長： 森田 修弘 主任： 前田 紗歩

日程	日程第 1	開 会
	同 第 2	議事録署名委員選任
	同 第 3	報 告
	同 第 4	議 事

第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件

第 2 号議案 農地法第 5 条に関する件

第 3 号議案 非農地証明願に関する件

第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件

同 第 5 その他

同 第 6 閉 会

議長（北添会長）

定刻となりましたので、これより第3回農業委員会定例総会を開会します。

本日は1番 藤原 健祐 委員と 3番 森田 有紀 委員、農地利用最適化推進委員の 刈谷 哲二 委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、6番 佐藤 良一 委員と 7番 横畠 悦子 委員を指名します。

日程第3、報告に移ります。事務局より報告を願います。

事務局（森田事務局長）

報告に先立ちまして、先月の総会で報告しました、農振除外の6番目につきましては、あの後、正式に業者側から取り下げ願が提出され、8月6日付けて受理しました。そのため、1～5番の申請につきましては異議無しの意見書を町長宛に提出したいと思います。

それでは、日程第3 報告事項につきまして報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、8月3日に令和2年度経営開始型交付金受給者面談が高吾改良普及所において開催され、事務局より前田主任が出席しました。

12日には経営開始型交付金の関係で圃場視察を平野・台住・中野・下山で行い、事務局より前田が出席しました。

19日には、高吾改良普及所で「第3回佐川町農業関係機関連絡会」があり、事務局より前田が出席しました。

20日には、須崎市立市民文化会館で「農業委員全員研修会」が開催され、農業委員8名、推進委員9

名と一緒に、事務局より私、森田が出席しました。

28日が本日の定例総会となっています。

つづきまして、報告事項2. 使用貸借解約届1件について報告します。

所有者が■■■■の■■■■さん。耕作者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が中組字松ノ本■■■■番■■。地目は田で、面積は363㎡。受付日・解約日とも令和2年8月3日で、契約内容は利用権設定です。

つづきまして、報告事項3. 賃貸借解約届1件について報告します。

所有者が■■■■の■■■■さん。耕作者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が黒原字成谷■■■■番。地目は畑で、面積は1,466㎡。受付日・解約日とも令和2年8月12日で、契約内容は利用権設定です。

つづきまして、報告事項4. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書1件について報告します。

届出人は■■■■の■■■■さん。土地の所在が字蒲原分乙■■■■番他15筆。地目は田が7筆、畑が9筆、面積が合計で5,673㎡。受付日・受理日ともに令和2年7月16日で、登記原因は令和2年5月8日の相続です。

つづきまして、報告事項6. 時効取得1件について報告します。

登記義務者が■■■■の■■■■さん。登記権利者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が永野字鳩崎■■■■番■■で、地目は畑、面積は77㎡。登記の目的は、所有権移転。登記原因は、昭和54年11月29日の時効取得です。

以上で報告を終わります。

議長（北添会長）

報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

それでは、これで報告を終わります。続きまして、第1号議案 農地法第3条に関する件を議案とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第1号議案農地法第3条に関する件1件を説明します。

譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地は中組字クヨヲ石■■■■番■■■■で、地目は田、面積は82㎡。譲渡理由は売買で、価格が5万円となっています。

行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

森推進委員

申請地は■■■■中部、譲受人宅の宅地に隣接している畑で、譲受人が管理しています。

譲受人の経営状態は良好で、農機具類も所有しています。地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第１号議案について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第１号議案は申請のとおり決定しました。続きまして第２号議案農地法第５条に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第２号議案農地法第５条に関する件２件について説明します。

８番は譲渡人が■■■■の■■■■さん。譲受人が■■の■■■■さん。土地の所在が字柳ヶ谷丙■■■■番■■、地目は畑で、面積は９９㎡。転用目的は納骨堂及び花壇、築山の設置で、農地区分は第２種農地となっています。

９番は譲渡人が■■の■■■■さん。譲受人が■■の■■■■さんと■■■■さん。土地の所在が字赤石丙■■■■番地■■、地目は田で、面積は６９７㎡の内２９７．５８㎡。転用目的は個人住宅の建築で、農地区分は第１種農地となっています。

両方とも、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。
説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

8番につきまして、確認委員である刈谷推進委員に代わり、報告書を代読させていただきます。
申請地は■■■■■にあり、国道■■■号線■■■■■入口の東側10mを南に入った左側にあります。南側は譲渡人の墓地、西側は■■■■■駐車場、東側は■■■■■工場、北側は譲受人の自宅で、関係者の承諾も得ております。墓地への進入路も確保できており、何も問題ありません。

つづきまして、9番について代読します。

申請地は■■■■■にあり、東側は町道を挟んで■■■■■、西側は譲渡人の土地で雑種地、南側は住宅で北側は町道で、関係者の承諾も得ております。

また、排水の計画も問題なく、宅地への進入路も確保できており、何も問題ありません。
説明は以上です。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質疑等がないようなので、わたしから１点質問したい。

９番については第Ⅰ種農地とのことだが、第Ⅰ種農地でも転用できるのか。何か特例でもあるのか。

事務局（前田主任）

原則、第Ⅰ種農地は転用できませんが、条件により転用できるようになっています。今回の申請では周辺に集落が接続しており、転用目的が個人住宅の建築であるため、例外規定で転用できます。

議長（北添会長）

他に質問等がありませんので、お諮りします。第２号議案について許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第２号議案は許可相当という意見書を県知事に送付することに決しました。続きまして、第３号議案非農地証明願に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第３号議案非農地証明願１件について説明します。

申請者は■の■■■さんと■■■の■■■さん。土地の表示は字五反田甲■■■番■ 他２筆で、地目は全て田、面積は合計で１４３㎡。申請の理由は２０年以上前から■■■の居住地及びその通路となっているとのことです。行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

Ⅰ番藤原委員

申請地は■■■■、■■■■■■■■■■にあり、２０年以上前から住宅の進入路となっている土地ですので、佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第６条第５項に該当しており、非農地証明をしても問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第３号議案について申請のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第３号議案は全て申請のとおり決定することに決しました。続きまして、第４号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第４号議案佐川町農用地利用集積計画（８月分）１６件について説明します。

１０２番は、利用権を設定する者が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん、利用権の設定を受ける者が■■■■の■■■■さん。利用権を設定する土地は黒原字乞食ヶ谷■■■■番■■■■、地目は畑

で面積は2, 104 m²。使用貸借権の新規設定で、作付け予定はショウガ。利用期間は令和2年9月1日から令和7年3月31日までの4年7ヶ月間です。

103番は、利用権を設定する者が[]の[]さん、利用権の設定を受ける者が[]の[]さん。利用権を設定する土地は中野字梶ヶ窪[]番[]他1筆。地目は全て田で、面積は合計で2, 686 m²。使用貸借権の新規設定で、作付け予定はショウガ。利用期間は令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間です。

104番は、利用権の設定をする者が[]の[]さん、利用権の設定を受ける者が[]の[]さん。利用権を設定する土地は黒原字西地畝先[]番[]他1筆。地目は全て畑で、面積は合計で1, 636 m²。賃貸借権の新規設定で、作付け予定はショウガ。借り賃は全体で3万円となっています。利用期間は令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間です。

105番は、利用権の設定をする者が[]の[]さん、利用権の設定を受ける者が[]の[]さん。利用権を設定する土地は黒原字成谷[]番 他1筆、地目は全て田で、面積は合計で1, 052 m²。賃貸借権の新規設定で、作付け予定はイチゴ。借り賃は全体で6万円となっています。利用期間は令和2年9月1日から令和17年8月31日までの15年間です。

106番は、利用権の設定をする者が[]の[]さん、利用権の設定を受ける者が[]の[]さん。利用権を設定する土地は古畑字カブスガ谷[]番[]で、地目は畑、面積は200 m²。使用貸

借権の再設定で、作付け予定は栗。利用期間は令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間で
す。

107番は、利用権を設定する者が■の■さん、利用権の設定を受ける者が■の■さん。利用権を設定する土地は黒原字成谷■番で、地目は畑、面積は716㎡。賃貸借権の新規設定で、作付け予定はイチゴ。借り賃は玄米30kgとなっています。利用期間は令和2年9月1日から令和7年7月31日までの4年11ヶ月間です。

108番は、利用権を設定する者が■さんの相続人代表である、■の■さん、利用権の設定を受ける者が■の■さん。利用権を設定する土地は黒原字堂免■番 他1筆で、地目は全て畑、面積は合計で2,201㎡。賃貸借権の新規設定で、作付け予定はイチゴ。借り賃は反当たり玄米210kg相当額となっています。利用期間は令和2年9月1日から令和7年7月31日までの4年11ヶ月間です。

109番は、利用権を設定する者が■の■さん、利用権の設定を受ける者が■の■さん。利用権を設定する土地は字西川原丙■番 他1筆で、地目は全て畑、面積は合計で1,279㎡。使用貸借権の新規設定で、作付け予定はショウガ。利用期間は令和2年9月1日から令和3年8月31日までの1年間です。

110番は、利用権を設定する者が■さんの相続人代表である、■の■さん、利用権の

設定を受ける者が■の■さん。利用権を設定する土地は黒原字成谷■番で、地目は畑、面積は1,721㎡の内700㎡。使用貸借権の新規設定で、作付け予定はイチゴ。利用期間は令和2年9月1日から令和3年8月31日までの30年間です。

111番は利用権を設定する者が■の■さん、利用権の設定を受ける者が■の■さん。利用権を設定する土地は中野字小嶋■番で、地目は畑、面積は2,733㎡の内1,302㎡。賃貸借権の新規設定で、作付け予定はショウガ。借り賃は2万円となっています。利用期間は令和2年9月1日から令和3年7月31日までの11ヶ月間です。

112番は利用権を設定する者が■の■さん、利用権の設定を受ける者が■の■さん。利用権を設定する土地は中野字小嶋■番 他2筆で、地目は全て畑、面積は合計で2,323㎡。使用貸借権の再設定で、作付け予定はショウガ。利用期間は令和2年9月1日から令和3年7月31日までの11ヶ月間です。

113番は、利用権を設定する者が■さんの相続人代表である、■の■さん、利用権の設定を受ける者が■の■さん。利用権を設定する土地は中野字山ノ下■番 他1筆で、地目は全て畑、面積は合計で2,010㎡。賃貸借権の新規設定で、作付け予定はショウガ。借り賃は1筆当たり2万円となっています。利用期間は令和2年9月1日から令和3年7月31日までの11ヶ月間です。

114番は、利用権を設定する者が■さんの相続人代表である、■の■さん、利用権

の設定を受ける者が■■■■の■■■■さん。利用権を設定する土地は四ツ白字松之本■■■■番 他2筆で地目は全て田、面積は合計で1, 804. 88 m²。賃貸借権の新規設定で、作付け予定は水稻とイチゴ。借り賃は反当たり2万5千円となっています。利用期間は令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間です。

115番は、利用権を設定する者が■■■■の■■■■さん、利用権の設定を受ける者が■■■■の■■■■さん。利用権を設定する土地は黒原字成谷■■■■番で、地目は田、面積は693 m²。賃貸借権の新規設定で、作付け予定はイチゴ。借り賃は2万円となっています。利用期間は令和2年9月1日から令和12年8月31日までの10年間です。

116番は、利用権の設定をする者が■■■■の■■■■さん、利用権の設定を受ける者が■■■■の■■■■さん。利用権を設定する土地は黒原字成谷■■■■番で、地目は田、面積は1, 466 m²。賃貸借権の新規設定で、作付け予定はイチゴ。借り賃は6万5千円となっています。利用期間は令和2年9月1日から令和12年8月31日までの10年間です。

117番は、利用権の設定をする者が■■■■の■■■■さん、利用権の設定を受ける者が■■■■の■■■■さん。利用権を設定する土地は黒原字成谷■■■■番で、地目は畑、面積は1, 112 m²。賃貸借権の新規設定で、作付け予定はイチゴ。借り賃は6万円となっています。利用期間は令和2年9月1日から令和12年8月31日までの10年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

伊藤推進委員

１０２番について報告します。申請地は■■■■■にあり、■■■■■と■■■■■の間にある通称■■■■■という昭和の構造改善事業で開墾した茶畑だった畑１筆です。

借受人はショウガを栽培する専業農家で、申請地ではショウガを栽培します。農機具類も全て所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

８番横畠委員

１０３番について報告します。申請地は■■■■■、■■■■■より北へ１００ｍの遊休農地です。

借受人は■■■■■の農業後継者で、自家の梨園とショウガ栽培をする担い手で、申請地ではショウガを栽培する予定とのことです。農機具も所有し、通勤農業ですが経営状況も問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

７番横畠委員

１０４番について報告します。申請地は■■■■■にあり、■■■■■より約５００ｍ程東を北に上がった畑です。

借受人はショウガを栽培する専業農家で、申請地でもショウガを栽培しています。農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

８番横畠委員

１０５番について報告します。申請地は■■■■■、■■■■■より北へ１００ｍのビニールハウスの土

地です。

借受人は主にハウスイチゴを栽培する専業篤農家で、現況はイチゴを植え付け準備中の土地です。農機具も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

澤村推進委員

１０６番について報告します。申請地は■■■■■に位置し、大変石垣がよく整備された地域です。

借受人は主に水稻を栽培する兼業農家です。申請地では夢甘栗を栽培するとのことです。農機具等も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

山口推進委員

１０７番について報告します。申請地は■■■■■にあり、■■■■■東に１５０ｍにある田です。

借受人は主にイチゴを栽培する専業農家で、申請地ではイチゴを栽培しています。農機具等も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、１０８番について報告します。申請地は■■■■■にあり、■■■■■南東２００ｍにある田です。

借受人は主にイチゴを栽培する専業農家で、申請地ではイチゴを栽培しています。農機具等も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

刈谷推進委員

１０９番について報告します。申請地は■■■■■にあり、国道■■■■■号線、■■■■■を北に３００ｍ行った右側にあります。

借受人は主にショウガを栽培する専業農家で、申請地ではショウガを栽培するとのことです。農機具等

も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

山口推進委員

110番について報告します。申請地は[]にあり、[]から東に100mにある田です。借受人は主にイチゴを栽培する専業農家で、申請地ではイチゴを栽培しています。農機具等も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

伊藤推進委員

111番について報告します。申請地は[]にあり、[]より200mぐらい[]より、町道右側にある1筆です。

借受人はショウガ栽培グループ「[]」の一員で、申請地ではショウガを栽培します。農機具類も全て所有・共有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、112番について報告します。申請地は[]にあり、[]より200mぐらいニツ野集落より、町道右側にある畑3筆です。

借受人はショウガ栽培グループ「[]」の一員で、申請地ではショウガを栽培します。農機具類も全て所有・共有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、113番について報告します。申請地は[]にあり、[]より町道[]一[]
[]150mぐらい[]より、左側にある畑2筆です。

借受人はショウガ栽培グループ「[]」の一員で、申請地ではショウガを栽培します。農機具類も全て所有・共有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

田村泰富推進委員

１１４番について報告します。申請地は■■■■■にあり、県道■■■■■号線から町道■■■■■線を約６００ｍ上がった道路に接した田です。

借受人は主にイチゴを栽培する専業農家です。申請地ではイチゴの作付け準備が調ったものが１筆、水稻が作付けされているものが２筆です。農機具類も完備され、経営状況にも問題ないと思われます。地域との調和要件も問題ありません。

山口推進委員

１１５番について報告します。申請地は■■■■■にあり、■■■■■東２００ｍにある田です。

借受人はイチゴを栽培する専業農家で、申請地にはハウスがあり、イチゴを栽培しています。農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

続きまして、１１６番について報告します。申請地は■■■■■にあり、■■■■■東２００ｍにある田です。

借受人はイチゴを栽培する専業農家で、申請地にはハウスがあり、イチゴを栽培しています。農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

続きまして、１１７番について報告します。申請地は■■■■■にあり、■■■■■東２００ｍにある田です。

借受人はイチゴを栽培する専業農家で、申請地にはハウスがあり、イチゴを栽培しています。農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第４号議案について申請のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第４号議案は全て申請のとおり決定することに決しました。
その他、何かありません。

【委員、事務局とも特になし】

議長（北添会長）

それでは、以上をもちまして、第３回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は９月２８日、月曜日、午前９時３０分から佐川町商工会館２階で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長 :

議事録署名委員 :

議事録署名委員 :
